

議案第11号

加西市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

加西市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり
制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

(人員及び運営に関する基準)

第2条 地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66に規定する基準をもって、その基準とする。

(暴力団等の排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、法第115条の47第1項の規定により委託を受ける者（以下「地域包括支援センター運営事業者」という。）は、加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）であってはならない。

2 地域包括支援センターの管理者及び施設の長は、暴力団等であってはならない。

3 地域包括支援センターは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(人材の育成)

第4条 第2条の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営事業者は、適切な人材の確保及び研修等による人材の育成に努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行による介護保険法等の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営基準を条例で定めることとされたため、その基準を規定するもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成27年3月定例会

議案等の件名	議案第11号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次地方分権一括法、平成25年6月7日成立、同月14日公布)が施行されたことに伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで国が省令で一律に定めていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等について、地域の実情に合わせて市の条例で定めることとされたため、その基準等を条例化するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

独自基準については、加西市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年加西市条例第8号)に準じて定める。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

各自治体とも基本的には従来の国の基準を踏襲しているが、一部独自基準を規定している。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策19	地域で支え合う安心の暮らし

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

基本的には、国が定めている現行基準を引き続き踏襲して、事業運営に支障が生じないように規定する。加えて、本市独自基準である①暴力団等の影響の排除、②適正な人材の確保と育成について定め、地域包括支援センターの運営の安定化と機能の充実を図る。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	長寿介護課	有・ 無